



柳菴栗原氏校訂

重修  
眞書  
**太閤記十一編**

東都書肆 知新堂發兌

重修眞書太閤記十一編目錄



消印



卷之一  
聚樂亭御游の事

并關白殿御歌の事

卷之二

小田原北條家系譜の事

并早雲野廻マの事

卷之三

北条早雲入道廿一箇條の事

并軍法知行割の事

關東公方家由來の事

并北條家武備の事

卷之四

八丈嶋由來の事

并村田久兵衛物語の事

卷之五

北條家行儀の事

并福嶋伊賀守の事

卷之六

北條家臣智者仁者勇者の事

并寡婦鰐男公事の事

卷之七

北條氏政諸將の尊物語の事

并七人衆評論の事

卷之八

秀吉公北條氏政と通信の事

并氏政の使者上坂の事

真田與三郎幸村名胡桃を申請事

并松田尾張守猪股を譙る事

卷之九

猪股能登守名來美を取事

并治田地侍の事

關白殿下よモ北條氏政父子へ御書の事  
并北條家評定の事

卷之十

北條家籠城手配の事  
并駿河御進發の事

北陸道諸將進發の事

并上杉真田口論の事

卷之十一

羽柴筑前守利家愛の事  
并松枝勢坂本合戦の事付放れ牛の事

羽柴筑前守利家使者を松枝より遣く事

卷之十二

厩橋寄手難戦の事

并文福茶金の事

厩橋城主降參の事

并夏目舎人助の事

卷之十三

夏目舎人助高名の事

并湯浅七右衛門奪ひ首の事

關白秀吉公相列御進發の事

并伊奈熊藏智謀の事

卷之十四

近衛殿歌修行の事

并久下岩松生立の事

久下岩松謀を關白殿下ふ獻をる事

并南部領内騒動の事

卷之十五

南部勢津輕へ發向の事

并久下岩松南部勢を討事

關白山中の城責御下知の事

并渡邊勘兵衛勧きの事

卷之十六

山中合戦敗軍の事  
并井伊直政先陣の争ひの事

渡邊勘兵衛勇戦の事

并山中本丸合戦の事

卷之十七

山中落城の事  
并葦山城寄手難戦の事

北國勢平豊後守が城を攻る事  
并平豊後守戦死の事

卷之十八

佐野口合戦の事

弁松田尾張入道逆心の事

小田原城攻清水太郎左衛門尉勇戦の事  
弁松田尾張入道内通の事

卷之十九

石垣山一夜城の事

弁北國勢松枝城攻の事

大道寺父子忠死の事

弁大道寺系圖の事

卷之二十

北條安房守氏郡降參の事

弁八王寺守将寄手を勵まこと事

藤田能登守夏目舎人助子鍾を與ふる事  
弁加列勢八王寺三之丸を奪取事  
卷之廿一

北國勢八王寺二之丸を責る事

弁長九郎左衛門父子勇戦の事

中山勘解由家範勇戦の事  
弁横地監物の事

卷之廿二

夏目舎人助再度高名の事

弁狩野中山武勇の事

野列佐野城落る事

弁武列岩櫻城責の事

卷之廿三

岩櫻本丸合戦の事

弁本多平八郎忠政武勇の事

木村常陸介智計の事

弁岩櫻落城の事

卷之廿四

太田美濃守入道三樂齋の事

弁奥列輝宗の事

大崎義隆の事

弁伊達正宗小田原參陣の事

卷之廿五

酒井宮内少輔下總白井城攻の事

弁忍の城攻の事

忍城水攻の事

卷之廿六

成田下總守野心の事

弁山中山城守の事

松田尾張入道左馬助謀らかく事

弁左馬助忠節の事

卷之廿七

松田左馬助の事

弁左馬助遺書の事

松田尾張入道計略相遺の事

弁松田家人忠義の事

卷之廿八

忍の城再度合戦の事

弁寄手敗北の事

真田與三郎智謀の事

弁忍城開き渡を事

卷之廿九

武州河越城の事

弁山前四郎左衛門武勇の事

卷之三十

河越落城の事

弁山前四郎左衛門の事

浅草觀音の事

弁上杉勢小田原發向の事

重修真書太閤記十一編目錄終

重修真書太閤記十一編卷之一

聚樂第御遊乃事

弁關白殿御歌の事

行幸をてふ御定て御配膳の式御前へ正親町三條  
宰相中將公仲卿あり六宮の御方を薦修寺右少辨  
光豊法い人まへらは關白殿下及び竹園攝家清華  
の配膳へ西洞院左兵衛佐時豊朝臣五條大内記為  
良朝臣四辻左近中將季滿朝臣飛鳥井左近中將雅  
継朝臣六條左近中將有親朝臣橋本左近中將實勝  
朝臣五辻左馬頭元仲朝臣此六人して法とめらる

月卿の御前々水無瀬左少将氏成土御門久脩四條  
少將隆憲富小路右衛門佐秀直なり 三獻へ天盃天  
酌ふて亭主ふ賜られハ五獻よ及く益香合を獻られ  
七獻より御劍拔奉らシ一矢と互長日暮  
及び月光音羽の峯よぞーの因る是子至正ノ夜遊  
の管絃を催さゆまに平調音取やく五常樂の急  
をもうく郢曲德是北辰椿葉陰ニ改尊尚南面松花  
色十回と持明院中納言基孝卿發聲をう四辻大納  
言公遠卿これを助音せらば箏へ御所作あマーカ  
御化音よにりけ高くうやれたり一條殿四辻  
大納言庭田中納言四辻中將飛鳥井中將あれを仕

人中のらむたう琵琶を伏見宮菊亭右大臣同三位  
中將すう笙ハ大炊御門大納言伯三位五辻左馬頭  
篠篥ハ庭田侍從六條中將葉室辨と聞ゆ終ハ太食  
調ハ改められて太平樂の序を略され破急をひき  
ひき鬼角をれわど互夜も漸更一やは主上夜御殿  
小入をたまほど互殿下をうめ何し退出以翌  
きば方々出仕一朝政行されけるうち禁中正税の  
ため浴中の地子互々木代ふゝふ追相違なく  
約め奉互に撫仰出させ其外院官門跡諸公家の料  
を定めら矣

一京中銀地子五千五百三十兩餘可為禁中御所

料之事

一 米地子八百石之内 三百石 院御所料  
一 於江州高嶋郡八千石諸門跡諸公家衆へ進之  
右如件若御奉公懈怠之輩於有<sup>レ</sup>者為<sup>ス</sup>慮御計  
被成候様可被仰上者也

天正十六年卯月十五日

秀吉

菊亭殿

勸修寺殿

中山殿

菊亭殿ハ右大臣ちう勸修寺中山ハ大納言ある故

以て上所とかしゆふんかやうのとよ暇りつて關  
白殿下申刻そひりよ出仕あマ獻物ハ張即<sup>シ</sup>之の書  
たふ千字文金の菊乃持枝<sup>シテ</sup>付らきすく<sup>スル</sup>熒玉磑<sup>スル</sup>の  
繪三幅對あれハ掲<sup>スル</sup>の打枝<sup>ハ</sup>付られり<sup>スル</sup>沉香の重  
さ百斤かふて方五尺乃<sup>ハ</sup>臺<sup>ス</sup>のせ紅糸の網<sup>ハ</sup>かけ  
六人<sup>ハ</sup>てこし<sup>スル</sup>昇<sup>スル</sup>主上歟<sup>ス</sup>感<sup>ス</sup>あさやらひ御覽  
終<sup>ス</sup>取<sup>ス</sup>取<sup>ス</sup>めら<sup>ス</sup>後<sup>ス</sup>伏見殿九條殿一條殿二條  
殿近衛殿菊亭殿德大寺前内大臣へ  
繪二幅 虎皮一枚 盆堆紅 小袖三重  
太刀一腰  
五種り外<sup>ス</sup>ス領知の折紙<sup>ハ</sup>添<sup>ス</sup>ら渡<sup>ス</sup>たう此外衛府

所司へハ・小袖二重・太刀一腰・領知の折紙をそへ  
傳奏へわべ・内侍たう月料一石年分十二石外より三  
十六日雨ふりて、の開きなしきとハ・和歌の御會  
あり・寄松祝とつゝ題を賜とも・飛鳥井前大納言の  
奉つゝねづ・御製御懐紙端作詠寄松祝和歌と二行  
ふ遊もけせ

わきてけふまいりひあきや松枝の代の契をやけく  
とそり」と三行三字例の如き・關白殿下的懐紙  
端作ハ・夏日侍 行幸聚樂亭同詠寄松祝和歌・關白  
太政大臣従一位臣豊臣朝臣秀吉と三行又注一そ  
の次ニ

萬代の君うみゆきふかれかむしん緑木高車の玉松  
と云々・九十九三よあらさゆくと常の如く・古佐丸  
御方をよび・准三宮ハ御製と同一端作みて・御名を  
注さか・その不うひ・關白と同一御製の讀師ハ・關白  
殿下講師ハ・勸修寺大納言・發聲ハ・飛鳥井前大納言  
形うやの外々讀師右大臣講師慶親朝臣・發聲飛鳥  
井前大納言あらしご・御製ハ臺を別みけげ・その  
外納言以上・參議以下と・別られ人數百餘人一か  
ハ・披講・及く・尾列内府・駿河大和・兩大納言・近江  
の中納言備前・の宰相・いにじも清花の上・着て御  
相伴をむかはれたまふ・今日も七獻又及び・黃金百

救金襴廿卷麝香の臍廿箇御衣百金建蓋臺白銀の  
臺ふ居  
二箇絹百匹御馬十疋を獻らば十七日伶人の舞樂  
はりう左右の樂屋五間又窠の紋の幕をくり大太鼓  
羯鼓鉦鼓かといづりの如一やゝて平調音取調子  
品玄亂聲の後振舞あり直よ左方萬歲樂を舞ハ右  
方延喜樂を奏左左方沙陀調子を吹立陵王を舞ハ  
右方納蘇利を奏左左方盤涉調又音取て採桑老を  
まふ天王寺方樂人やう主上より白至御衣を下さ  
る面弁又鳩の杖海士の焼さくとい人笛ハ御物か  
きとく貸賜さう舞畢て返上以右方古鳥蘇をまふ  
左方乞食調又音取て靈城樂を奏右方ハ拔頭ニ  
左方乞食調又音取て靈城樂を奏右方ハ拔頭ニ

かくて長慶子を奏し終ひて伶人退出ししおち  
御座を改めらる御土器を奉らば七獻の後北政所  
より金吾侍從を使ふく

御衣廿重 黃金五十両 沙金袋二入

香爐一箇

盆香合堆紅

麝香廿

高檀紙十帖

大政所より

御衣十重

黄金十兩 沙金袋二入

香爐一箇

盆香合堆紅

麝香十

高檀紙十帖

獻上ありけふ不ど入相近くあり郭公の音をとり也

けるる時よりかふ心地せらきけるよ院御所より  
御製て御短藉遊も侍して下したまふ  
萬代又八百萬世を重ねても猶限つる時あること  
殿下秀吉公やへけふさふやへあくゆひかうひ  
御返し

言の葉の瀬の真砂に盡るとも限らあらす君よもひも  
とあらすかハ主上の御製て下され、その外・當座の  
御催あつて・十八日又還幸の御行列・行幸こひか  
伶人還城樂を奏を・只御先み・金銀の金物打たる・藤  
繪の長櫛又紫の精好・菊の紋縫たる・覆して五十  
枝前駆の前み・ややりけちろぞ・行幸の時へ見ざ

りのと・京童ハ口をそそげり十九日・廿日ハ大  
雨ありければ・殿下秀吉公

今度奉成行幸義辱次第強及言上事還似  
乎憚多矣・其上無恙奉遂於還幸之供奉事  
甚以致恐悦・呈微志畢・猶不遑伸之仍捧於  
蜂腰三首雖有一紙之義其恐仙洞亦合乎  
御氣色侯様宜預御披露者也・恐々謹言

四月廿日

秀吉

菊亭殿

勸修寺殿

中山殿

時をゑゝ玉の光の顯とて御幸を今日の諸人の袖  
空よりも君の行幸をやけく思ひ雨ふきと庭の面の  
御幸かと思ひてての餘りおとへ歸れ惜き雲の上入  
覗ゑらんのうち御製衣を下したまく

玉を猶もゝよほけて世々廣く仰く光で移と言の葉  
やさしく降ぬる雨も心あきや晴てほらなる雲の上入  
あうやし心をとむる宿つき猶やへうさめ惜焉

院御製

うりゆく道を正す折よりて玉の光の世々曇ふや  
殿下の御詠といひ御製乃まとぢはことみ正雅の  
音とうやくひ奉られたりせ一日ふた攝家門跡雪

客聚樂や參向なし行幸を賀たてよりつゝもく領知り

以下さとての御禮ごれいを申せんぢう

重修貞書太閤記十一編卷之一終

重修貞書太閤記十一編卷之二

小田原北條家系譜乃事

弁早雲野廻之事

爰小北條氏政ハ關東八列の内相模小田原を本城  
とかして玉繩津久井武列入江戸八王寺松山川越  
岩槻忍騎西牧西鉢形上野ニ松枝安中箕輪鹿橋沼  
田吳桃石倉藤岡小幡新田大胡善山上桐生館林友  
町下野ニ佐野足利皆川小山宇都宮那須の七城安  
房ふ鎧山勝山上總ふ大瀧勝浦一宮長南來里佐貫  
土氣東金成東下總ニ千葉佐倉馬加小金關宿結城

吉河をもとめ百有餘の城主を旗下ふかし勢東海  
を淺く笑ひ氣へ富士山を覆ふよ低きを嫌ふ然へ  
關白徒一位太政大臣秀吉公武威上方ふ振へこも  
これを懼るゝ足へし福へ幾内中國四國らしく  
靡々從入々勇烈歎きを系と譏るけだし時運の然  
らむ所とも云もば抑亦井中の蛙大海を知  
ととい人譬ふひと

小田原城へ相模國足柄下郡をもとめハ儀同  
三司伊周公三代甲斐國司維康十代大森信濃守  
藤原頼明の築く所ふしてその子頼春氏頼まで  
三代の居城をもと氏頼入道して寄栖菴明昇とい

小明應三年八月廿六日没したる後早雲此城入  
りぬり早雲入城明應三年十二月といひすべ  
る明應四年九月もとと云

玉繩も同國鎌倉郡をもと氏政の弟北條左衛門  
大夫氏規の居城也

筑井へ同國筑井縣をもと  
龜山も北條早雲長亨二年駿河國興國寺の城を  
又移アリ所をもと伊豆國田方郡をもと蛭嶋口の  
門へ松並へ出ふたりふ和田嶋口も其の外也  
西の門を十八町口とりふ是よ又北條へ十八町  
ある故も西北を一色口とし東北を小田原

口といふ

濱村ハ同國那賀郡なり湧田對馬守同圖書助の居城形う

本郷鶴嶋城ハ同國なり清水太郎左衛門尉安秀上野介康英太郎左衛門尉正次と住セ一形う

城ハ清水太郎

左衛門とも云

山中城ハ伊豆國賀茂郡なり松田右兵衛大夫康長の城ふして加勢ハ北條左衛門大夫氏規一本とあり間宮豊前守好孝朝倉能登守なり康長ハ筑前守康定の子形う康定の父を左衛門尉頼秀といひ頼秀乃父を左京進頼成といふ波多野義通

の孫松田小太郎有経十一世の後なり康長天文十八年三月廿九日戦死を山中宗閑寺より墓あり

山中院松屋玄竹といふ

江戸城ハ遠山紀伊守景信濃列より下向一北條早雲江戸の城代としその子丹波守直景のち氏綱の一宇戻受く綱景と云一ハ永禄七年正月下總國國府臺ふて戦死をその子紀伊守直宗左衛門尉景久甲斐守政景興山三四郎景政とて四人あマ景久ハ父と共に國府臺より戦死を直宗ハ天正十八年小田原より籠る因て政景當城戻守マリ

小机ハ武藏國橋檍郡さよばふあマ舊扇谷上杉の支城  
もう大永四年氏綱の有とあり笠原越前守を以  
て城代とふく其子能登守のとうよご爰あ住すをその後  
氏政の弟北條新三郎氏堯の居城すよぢとふく氏堯駿  
列蒲原小移マうつのち小机又ハ子息内記氏時住  
ミミルル。

八王寺城ハ舊瀧山たまよりあマアマを瀧タマへ落おちるとり  
とくあれを忌きらひ八王寺タマより移る武列多磨郡たま  
北條陸奥守氏輝の城ねぐら氏輝タマ氏政の弟ふー  
て瀧山の城主大石源左衛門尉定久の養子やうしやくとあ  
ア其家そのいえを繼つづくなり初はじハ由井源三郎ゆいと天正

十八年小田原又籠こぶ氏政と共とも自殺じそく一八王寺  
ふハ中山勘解由・狩野一菴・横地監物よこちを置おき一  
松山城ハ武藏國横見郡よこみあり城主上田上野介うえだ一  
小田原又籠こぶ城ハ難波田因幡守愚次木呂子丹  
波守金子紀伊守・山田伊賀守・若林和泉守わふみお小で  
守ま居たたま上杉景勝前田利家兩將りょうじょう子降おも  
里さと城じゆ陷おちる

川越城ハ扇谷上杉の城じゆふーて太田道灌どうかんの築つき  
所武列入間郡いちまんもう天文七年七月十五日乃夜北  
條氏康とうためよ上杉朝定敗走こう城遂つい攻拔こうばくる  
福鳴辨ふくめいべん千代十八歲軍功ぐんこうあるより城代じゆとあり

たるなり

岩瀬城ハ同國足立郡取テ太田道灌の居處小一  
て天正十八年氏政の男太田十郎氏房の居城氏  
房ハ太田三樂次男大膳亮資房の婿養子が  
忍城も同國崎玉郡取テ城主成田下總守小田原

小籠

騎西ハ同國同郡又あゝ成田の支城取テ小田原  
より交代ノアキ代守る

牧西ハ同國撫澤郡又深谷鉢形の支城取  
深谷城ハ上杉三郎房憲の城よりて其子憲清其  
孫憲賢其の曾孫憲盛と相續ノアキ又居れ

憲盛の代入りて北條と和睦し氏政の女を憲  
盛の嫡子三郎氏憲又嫁を天正十八年氏憲ハ小  
田原又籠

鉢形城ハ同國児玉郡取テ城主北條安房守氏郡  
ハ氏政の弟ちめ虎壽丸とノノ秩父の養子と  
ノノ秩父新太郎と云一後又北條と改ノ  
世田谷城ハ武列荏原郡取テ蒔田殿とも吉良殿  
とも云氏政妹婿が從三位左兵衛佐頼康卿そ  
ひ子從四位下左兵衛佐氏朝又世田谷又住せ  
たまふ

松枝城ハ上野國碓氷郡又信濃口の押ふ

大導寺駿河守政磐の守る處なり

安中城ハ松枝より一里卅町東より同國同郡  
ふりく安中左近大夫の居處あり安中左近大夫

ハ小田原又籠る

箕輪城も同國同郡より小田原より内藤大和守  
をして守らん所あり天正十八年内藤大和守

ハ小田原又籠る

厩橋城ハ同國同郡小田原利根川の東あり小田原  
より城代を置く

倉ヶ野城ハ同國同郡又あひ小田原より城代金  
井淡路守をたく天正十八年小田原又籠て城

廢き

治田城ハ同國利根郡より猪股能登守を成る  
あり一か能登守ハ鉢形へ來又北條安房守を

援く

吳桃城ハ同國同郡治田の支城なり

石倉城ハ同國甘樂郡より石倉某の城なり  
西牧城ハ同國同郡信濃佐久郡への通路あり多  
目周防守大谷帶刀左衛門尉を守る處なり天正  
十八年五月下旬落城を

藤岡城ハ同國綠野郡より小田原より城代持  
の城なり

小幡城さかばねハ同國甘樂郡かんらより同しの城代持の城じゆう新田金山城しんでん かなやまハ同國新田郡より由良信濃守の由良ゆらハ小田原おだはら籠くわる然まことにるふ由良の母めのめ妙印尼みょういん公北國勢ほくこく會あつして軍功ぐんこうを立たら教因けういんて牛久五千石と得替とくしりり

館林城かんりん

城

潰つぶれ

大胡城おおごハ同國勢多郡せいとうより新田しんでんの支城しじゆう新田上城しんでんじょうハ同國同郡どうくより小田原おだはら山上さんじょう郷右衛

門もん居處きょしよあり

善ぜんハ同國同郡小田原番手持ばんてうの城じゆうあり桐生きりゅうハ同國同郡どうくより由良家ゆらけ乃支城のしじゆうあり反町ほんまちハ同國新田郡しんでんより金山かなやまの支城しじゆうあり佐野城さのハ下野國足利郡あしきより佐野氏さの代々だいだいの居城じゆう今いまの佐野修理亮信吉しゆり りょうしん吉よしハ氏政うじまさの妹婿めいしゆあり足利あしかハ同國足利郡あしかより館林長尾かんりん ながおの支城しじゆうあり皆川みながわハ同國都賀郡つがより皆川山城守やまとがさんしゆの城じゆうあり小山こやまハ同國寒川郡かんかわより小山朝政こやま あさまさ以來いらい代々だいだいの居城じゆうあり宇都宮うつのみやハ同國河内郡かわちより宇都宮氏うつのみやの居城じゆうあり

那須ハ同國那須郡又あり那須・千本・伊王野・蘆野  
福原・大關・大田原等の諸流あり

房列ハ里見刑部少輔義實以來代々よきを領  
館山・稻村・宮本・鬼木等の城あり義實八代義頼天  
正五年北條氏政の妹婿とかよりより親戚の國  
たる房列・上總・下總半國三浦四十郷を領と云  
上總ハ四十八城と内廿六城ハ里見方のう  
其一二をいり、夷蘇郡・大田喜・根小屋・正木・大膳  
亮の城あり武射郡・土氣・酒井左衛門佐の城なり  
山邊郡・東金ハ山口主膳の城あり天羽郡峯上ハ  
真里谷道環夷蘇郡・萬喜ハ土岐・彈正少弼同郡鶴

城ハ鶴見・彈正・同郡・龜城ハ佐々・駿河守・同勝浦ハ  
正木・左近大夫・長柄郡・一宮ハ正木・大炊助・夷蘇郡  
矢嶽ハ麻生主・水佑・武射郡・成東ハ羽賀・伊豫守・望  
陀郡・來里ハ里見・越前守・天羽郡・佐貫ハ朝倉能登  
守・長柄郡・忻丘・黒熊・大膳・佐・校舉・よ・皇・あら・  
下總ハ佐倉の千葉の領國・常胤十八代下總  
介親胤の室ハ氏政の妹なり・千葉七郎直重  
と云ハ氏政乃子承り因て滑川・助崎・寺臺・馬加・白  
井・圓城寺・船橋・飯高・小見川・成田・宮戸・佐原・高岡・小  
引きへく五十八城八十八郷・九十三岩ミを北條  
家の所管と知ヘ

氏政今年五十二歳もう天文八年己亥の歳又生る  
三歳入して祖父氏綱を喪一永祿三年六月廿二歳  
ふして父氏康の讓を受元龜元年十月廿二歳の時  
父を喪一たゞ然ハ氏政一人の進退ハ武田・千葉里  
見と和一關宿を平げ一のミ其餘ハ氏康の業を守  
リ一承つ氏康及永正十二年乙亥ニ生シ五歳の時  
祖父早雲入道を喪一天文十年七月廿七歳入して  
父氏綱の家督を繼一より上州平井氏襲入く上杉  
憲政を走らセ今川を敗モテ駿河の地を略し勢ひ  
豆駿相武野ニ及ヒ一と父氏綱又倍せり就中天文  
十九年より永樂錢の通用をもめて今日ニ至る

ト氏康の功とりべー

寛永通寶ハ寛永十三年ニ始まリ其時金一両ニ  
銅錢四貫文と定めらる金一両四文の定入して  
銅四貫目と交易を金一文入銅一貫目の法なり  
これより前慶長十三年の觸ニ金一両ニ銖四貫  
文永樂一貫文とあらハ永樂一文ハ寛永錢四文  
ニ當ると知べー

氏綱も長亨元年丁未の歳駿河國興國寺の城ニ生  
る父早雲いまで二百騎の侍大將たゞ一時あり二  
歳の春父早雲新九郎氏長といひ一を伊豆國堀越  
御所政智の沙汰にて蘿山の北條某の遺蹟とか

レキひけろより興國寺こうこくじ出で伊豆國いづのくに移うつる  
永正十六年八月卅三歳の時父早雲さちのんを喪そぞしたれへ  
大永二年武列むだ須賀すかの合戰ごっせん同四年武列むだ小机こま・品川しながわ・高  
輪たかはの軍ぐん同五年九月江戸えど神田かんだの神事能じみのうをうち豆  
相あいを領りょうし武列むだを大形おほがたふ治おさめしと氏綱うじつなの功いのちあり氏  
綱つなの父伊勢新九郎氏長いのせしんくろう入道早雲いりぢゆさちのん康正二年廿五歳  
の時荒木兵庫頭あらきひょう多米權たみ兵衛へいえ山中才次郎荒川又四  
郎大尊寺だいそんじ在竹たけあどぐ共とも子駿河國駿河のくに入來いりくわり叔母增おばよる  
マケる今川氏親いまがわうじしんを頼たのひば氏親豆駿うじしんとうの壇だんかる  
興國寺こうこくじ入居いりじゅらしめ侍し二百ざかり興力よりきがとて附つきく  
足あし然ぜんるよ長亨ながつう二年十月伊豆國いづのくに蘿山らさんの北條某卒ほじょう

て嗣子か一北條の一門入桑原乃田いのた内膳うちぜんとひ  
りの堀越御所政智卿まさちきよへ請うけ申しめて北條の遺跡ゆせきとか  
いふ弓氏長ゆみ五十七歳の時ときより氏長蘿山らさん入いりて四  
年め入堀越御所政智卿まさちきよの政事せいじようくからん嫡子  
茶々丸御曹子ごじやくし乃ためよ弑しせられ豆列づくだへ一國大おほい  
亂らんれけふと氏長切静きりしずあたりより上津じょうづの松下  
三郎左衛門さざゑもん尻江梨じりえりの鈴木兵庫助すずきひょうと大見おおみの三  
人衆ひとしゆとソ佐藤四郎兵衛さとうよしろう同藤左衛門とうとうざゑもん梅原六郎左  
衛門ざゑもんおとりへりの在いく所ところより馳集かしゅうり遂ついニ茶々  
丸まるを自殺じそくしめ三浦導寸みうらを滅めし三浦みうらを并ながせ大  
森實賴おほのぶを詔の小田原おだはらを取と是はより氏長入道早雲さちのんの

勢伊豆相模又振ふといへども西上杉も鎌倉の成氏卿と合戦最中入して是を制する暇あらうりけれハ氏長入道ありふす、又伊豆韭山と小田原との通路を善く兵糧以下心の及ぶべど貯入るまことを得たマアかり

成氏卿鎌倉に入て公方とあつたまひへねり文安四年八月九日ありと南朝紀傳みにふへ譲みて實ハ寶徳元年正月永壽王丸父持氏卿の遺跡安堵代賜ちらせられ二月十九日鎌倉大倉淨妙寺御所入御ありマアは八月廿六日上杉安房守憲實鎌倉を出奔ミ十一月晦日元服ありて從

四位下左馬頭近衛少将として成氏と名乗玉ふと補略又凡そぞたしかかる亨徳三年十二月廿七日結城又成朝を一々管領上杉右京亮憲忠を誅せられ安房守憲實の子なり成氏卿の意憲實を父持氏の仇とし結城成朝の父氏朝また憲實又殺され故を以て成朝又命一々管領を復せり然る京都の許ふく一々管領を成氏卿を以て名とかく上杉房顯成氏を弑せんとし成氏勇あり諸将と約一々上杉を討まれより鎌倉を出て武列又陣一々下總又入上杉の武列五十子又陣に對陣十四年明應三年正月十八

日五十子陣坤の時早雲相列又亂入シテ  
明應四年早雲小田原より武列へ發向テ上杉朝興  
と品川ニ戰ヒ是ニ勝レハ宇多川和泉守以下降  
人リありて荏原郡大河ト早雲の有トありたり永  
正元年十月山内ノ上杉顯定と扇谷ノ上杉朝良と  
河越フ合戰シケル隙ニ伺ヒ早雲手立て相列の  
内戀甲・津久井の郡武列の多磨郡の住人をヘ小  
田原ニ附從ヤムトヨナリたる是志ナリ取のり  
三嶋大明神の靈夢ニ合ハセキメト知れシテ然れ  
ども早雲ハ常ニ蘿山ニ住テ小田原ニハ時々往来  
シテ堺目の仕置を行ひ又諸侍の急用をいざりめ

百姓を愛シ田の畔道の傍の草を刈りを竹藪を貯  
ヒはてて小河を養ふを老人を貯めて老年を問ひその子  
その孫を尋ね七八十九十と次第して扶持米を  
與ス幼稚をハ父母を聞キ若キもの農業を勤る  
を褒美しけとは早雲の野廻りを待よぬあらず  
すうよせり

重修真書太閣記十一編卷之二終

重修真書太閣記十一編卷之三

北條早雲入道廿一箇條乃事

弁軍法知行割の事

早雲入道の綻廿一箇條あり

第一佛神を信可申事

第二朝起いふも早く起へ一遲く起ぬれハ

仕入りのまて油断して仕合と云私の用ヤ  
く形黒して主君又云かきらを申へ一深く

慎むヘ

第三夕ふハ五時以前よ寐しがまるべ一夜盜か

あらん子丑の刻より入りのねう窓より無用の長  
雜談へ子丑の刻より寐入家財を取れ損毛に  
外聞然るへうらぐ宵より徒より焚き火薪より  
一火を取置寅の刻より起手水禮拜をして身の  
行義を取のべ其日の用事妻子家來より申付六  
の時以前より出仕申へ俗語より子より辰巳  
よとひへ共寅の刻より起て得分あるへ辰巳  
の刻まで卧てより主君へ出仕奉公もあらん又  
自分の用事よりも閑何の謂うあらん日課むす  
しかばべき

第四手水を遣そぬ先より廁より庭門前廄まで見

廻りより掃除等をへ所似合の者よりひ  
付手水は早く遣ふへ一水より之のゆきほと  
て多く鶴飼して捨廄うち家の内からへと  
さ高き聲をうひしき事より憚うぬ体より  
聞よく一竊より遣ふへ一天より踏し地より踏む  
云て何う

第五拜をまること身の行ひをう只心を直す和ら  
かより正直より憲法よりして上たふて敬ひ下  
たかせ憐み有事をは有と無をば無と有  
のよくある心より佛意よりとくともう  
たとひありと此心持あらん神明の加護あ

タヘノ祈<sup>いの</sup>とま心<sup>あ</sup>けとは天道<sup>えんどう</sup>ニ背<sup>そむ</sup>き候<sup>すま</sup>

事慎<sup>ことつ</sup>むヘ

第六刀衣裳<sup>きぬいわう</sup>ハ人並<sup>ひとよし</sup>ニ結構<sup>つきゆう</sup>モヘーと思ふヘテ見苦<sup>みにく</sup>シムく心得<sup>こころ</sup>ヘー無<sup>なき</sup>りをやう求<sup>め</sup>め無<sup>む</sup>理<sup>り</sup>ニ飾<sup>か</sup>るハ他人<sup>たうじん</sup>の嘲<sup>あざ</sup>キマヌケモ

第七出仕<sup>しゅし</sup>の時<sup>じ</sup>ハ申<sup>まこと</sup>ニ及<sup>およ</sup>び或<sup>も</sup>ハ少<sup>すくな</sup>き煩<sup>うる</sup>う<sup>う</sup>所用<sup>しょよう</sup>あマ<sup>ま</sup>テ今日<sup>け</sup>ハ在宿<sup>ざす</sup>あるヘーと思ふとも髪<sup>かみ</sup>を早く結<sup>むす</sup>ヘーちうけたる体<sup>から</sup>みて人<sup>ひと</sup>ニ見<sup>は</sup>ひて慮外<sup>りゆがい</sup>まで拙<sup>づか</sup>キ心<sup>こころ</sup>をう我身<sup>わがみ</sup>ニゆごん<sup>やごん</sup>やちあるモ台仕<sup>だいしき</sup>人のゆく其振舞<sup>きふ</sup>あふかど<sup>う</sup>ニ嗜<sup>う</sup>むヘー他家<sup>ほか</sup>の人の尋ね來<sup>き</sup>らともそのやう

廻<sup>まわ</sup>りてハ見苦<sup>みにく</sup>モトナシ

第八出仕<sup>しゅし</sup>の時<sup>じ</sup>直<sup>ただ</sup>ニ御<sup>ご</sup>前<sup>まへ</sup>ハ參<sup>まつ</sup>るヘテうりハ御<sup>ご</sup>次<sup>つぎ</sup>ニ同<sup>どう</sup>公<sup>こう</sup>ノ諸<sup>しよ</sup>傍輩<sup>わき</sup>の体<sup>から</sup>を見繕<sup>みつく</sup>ひはく御<sup>ご</sup>目通<sup>のぞ</sup>りハ罷<sup>まわ</sup>出<sup>だ</sup>ベ<sup>一</sup>左様<sup>さよう</sup>かけ<sup>せ</sup>は胸突<sup>むねつき</sup>トあるヘー  
第九仰出<sup>あが</sup>さあ<sup>く</sup>トあらは遠<sup>とお</sup>ニ同<sup>どう</sup>公<sup>こう</sup>ノ<sup>と</sup>も<sup>と</sup>まげ早くあいと御<sup>ご</sup>返事<sup>へんじ</sup>申<sup>まこと</sup>上<sup>あが</sup>く頼<sup>たの</sup>て御<sup>ご</sup>前<sup>まへ</sup>ハ參<sup>まつ</sup>り御<sup>ご</sup>側<sup>わき</sup>ヘ這寄<sup>なまよ</sup>いふ<sup>く</sup>謹<sup>まことに</sup>て承<sup>うけ</sup>もるヘー<sup>ゆく</sup>急<sup>いそ</sup>ニ罷<sup>まわ</sup>出<sup>だ</sup>御<sup>ご</sup>用<sup>よう</sup>代<sup>だい</sup>調<sup>しらべ</sup>ハ御<sup>ご</sup>返事<sup>へんじ</sup>ハ有<sup>あ</sup>のゆく<sup>く</sup>ニ申<sup>まこと</sup>上<sup>あが</sup>ヘ<sup>一</sup>私の闇<sup>ひみつ</sup>キ<sup>と</sup>あと申<sup>まこと</sup>ヘ<sup>う</sup>く<sup>く</sup>但<sup>ただし</sup>又<sup>また</sup>事<sup>こと</sup>より此<sup>れ</sup>御<sup>ご</sup>返事<sup>へんじ</sup>ハ何<sup>なに</sup>と申<sup>まこと</sup>候<sup>まこと</sup>もん<sup>と</sup>思<sup>おも</sup>ち<sup>ち</sup>智惠<sup>ちゑ</sup>あふ人の内儀<sup>うちぎ</sup>を申<sup>まこと</sup>うけて申<sup>まこと</sup>上<sup>あが</sup>ヘ<sup>一</sup>我<sup>わが</sup>と<sup>と</sup>あ

てなやれと云と何り

第十御目通りふく物語アモドシカをあどとか人のあたう  
ふ居アガルへのらひ傍ヨハラよ寄ヨクホへト况我身難談虚笑ヨハラひ  
あじこトてト上々の事トコトコ申メテ及ミテまんマハ傍ヨハラ輦ヨハラより  
心ハたる人ヒトへ見限ミヤダルるヘー

第十一少ヒトシの隙ヒヨクあらば物モノの本ホン文字モチキあるものモノを  
懷トトコよ入スル常ヒタツよ人ヒト目メ浅ハリ忍シムひ忍シム教タフへト寐スルても覺スルて  
も手ハあひマヒよシは文字モチキ忘ミタケルりタマリ書事モチキりタマリすヘ  
同一

第十二宿老シロジロの方カタ々カタカタ御禄ヨウロク又アリ同公ドウコンの時腰ヒマツを少カナ々カナカナ折ハサウ  
手ハをいきイキ通スルへト憚タタクあくあくつゝ踏ハシちら

一通トシテ以ヨリの外ヨリ慮外ヨリなく諸シテいギきシも慇イニシ懃イニシ

ふゆくあとアモトへト

第十三上下万民ダラムふ對トシテ一言半句ハーフハーフも空言ムカシ申メテべら  
らハに仮ハシマ初ハシマふハシマ虛言ヨハラをいハシマいハシマ伏ハシマは曲ハシマがあるハシマ

のなり匂ハシマうく見限ミヤダルらるヘー

第十四歌道カドウかハシマ人ヒトも無ハシマ手ハシマよい匂ハシマトハシマ形ハシマう學ハシマ  
人ヒトへト常ヒタツよシとシ手ハシマ慎シムあるハシマへト一言ハシマみて  
人の胸ハシマ中ハシマ知シムりシムのをシム

第十五奉公ハシマの間ハシマみハシマ馬ハシマ乗ハシマからふハシマへト下地ハシマ  
達ハシマ者ハシマ又ハシマ乘ハシマ習ハシマひハシマて後ハシマ又ハシマ手ハシマ綱ハシマほハシマキハシマ轡ハシマ古ハシマをシムへト

第十六善友ハシマを求ハシマむハシマへト手ハシマ習ハシマひ學文ハシマの友ハシマなシム悪ハシマ

舗を陰くへ一防は碁樂碁箇尺八の友乃  
是ハ嘵にとる恥みなきし習ひアアーくへ有  
ねとも徒々光陰を送らんよりハとなり人の  
善惡三み友によるへと云トあり三人行ふ  
時ハ必我師あり越の善者を擇んて是ニ從ふ  
其善らさゆりのを改むへ

第十七間あゝて宿ニ歸らば廐表より裏ニ廻り  
四壁の垣根犬のぐづけ處伐塞キアリヘヤ  
以へ一下女拙モハ軒代抜て焚當座のとをま  
いかひ後のとハ嘵に万事かくの如く有ヘキ  
と深く心得へ

第十八夕又ハ六ツ時より門をくと開人の出入ニ  
よ定て明サセトヘ一た様ニふくてより行末ニか  
つて惡事出來セトヘキとより

第十九夕又モ臺所中居火の廻りを見廻りて其  
外類火の用心をくくくく毎度申付ヘ一女房  
ハ高きも賤いもた様の心得あくて家財衣裳を  
取散シ油断多キセキのなり人を召仕ヒヒル万  
事を人ニシテ申付ヘキとくおりくと我と  
手川うり容体を知後ニハ人ニヤマトムと心  
得ヘキとおう

第廿文武弓馬の道より常より記をよ及セテ文を

尤より武を右よりまへ古の法をねて備へど  
ハ有へりさる事

第廿一御分國中道路の大小里程方角明ても暮  
てし忘るへうらば

以上廿一箇條ハ早雲ハまで新九郎氏長とて駿河  
國興國寺ニ住ミハ一時家中衆へ示されし處あり  
トヤや其後伊豆國を打平け薦山を本城とし小田  
原へ時々出張ノテ相列武列のとせはぐくもひひ  
る時小田原領へ書て渡さゆり又この廿一箇條  
那

第十五條ニ馬代乗下地を達者より習ひて

のち手綱を習ふへととりて武士の馬藝を知  
ヘシ九郎判官のニヨ心ニヨ手綱と教へ玉ひ必  
竟ハ心を以て騎ゆのめぐと諭さシ一ぞ實ニ上  
古より弓馬と並ひ稱せ一騎法なり早雲入道六  
十一といふ明應元年五月十四日洛東岡崎ある  
大坪菴主式部坊慶秀八十四歳みて没故した  
此とは都鄙ニこの大坪菴主の手綱の傳を信じ  
て尊崇するもの多カマ一と以て入道ヤヤうふ  
家中を戒られしるへ  
又早雲入道ハ在地の人別を五つに割て十歳より  
十五歳まで矢竹の役とし十六歳より廿歳まで

を伏弓の候と一歳より卅歳まで杖打の役と一卅一歳より四十歳まで馬の役と一四十歳より六十歳まで身の役と名付て召仕ノモ又侍をば拾貫より拾五貫廿貫廿五貫までを組子と一三十貫より百貫まで成組頭と一百三十貫より以上を物主とも云一物主の上より侍大將あり侍大將八十人と定めて海上組上手組下手組中手組と四川より分け豆列房列の先手ハ海上組をも抜き又續きて上手組中手組下手組と總軍お一出く時りあり相列武列へハ中手組を先手と一上手組下手組と後陣又續く時りあり

又ハ下手組を先鋒と一海上組中手組と押時もありとかやややうふ四組み分たせとし年番を立てる今年海上組の侍大將あれハ次の年へ上手組その次の年も中手組その次の年ハ下手組その次乃年もまた海上組へりどる形もどかハ分國中の諸侍と侍大將と見知ぬ人のあ乎ためよせーとまうとそ是早雲入道の軍法ありやくて五十七歳伊豆國<sup>伊豆</sup>山乃一城より興マ六十一年の時も伊豆全國を平均一永正十六年まで廿五年乃間ニ此軍法を以て相模國を并せ武列四分一切從へぬひ一がうこの年八月十五日八十八歳みて逝去ありけれハ

箱根の湯本又葬送一法名早雲院殿天笠瑞公大居士とノ即今之金湯山早雲寺之地也。天正十一年六月廿四日勅願所たるベニ旨勅書を下したまひては北條家五代百餘年乃間關東兵馬の權を專みせーと知へキなり

關東公方家由來の事

弁北條家武備乃事

關東八箇國の外ニ伊豆・陸奥・出羽・越後・佐渡・甲斐・信濃七箇國を合せて十五箇國の元帥と仰々奉マリ。鎌倉公方從三位左兵衛督持氏卿永享十一年二月十日鎌倉永安寺より御自害あるけふ後基氏氏

満・滿・兼・持氏卿と四代公方の跡をもて只管領上杉安房守憲實の沙汰とあり武田・小笠原・小田・佐竹・伊達・千葉・南部・宇都宮の貴族とへども其指揮を違ふやのからりけふ。寶徳元年の春持氏卿の末子永壽王丸父御所の遺跡を安堵ありて鎌倉乃御所へ還御。かく奉り元服の後從三位左兵衛督成氏と名乗玉ひへかへいりへゝ憲春の權勢も衰へ結句ハ父卿の仇と思召氣色ふつれざりと申かば輩も有けるふより憲實・鎌倉を出奔。其後へ自然と上杉の威嚴もさむあへて遂に管領右京亮憲忠ハ結城成朝の家人のため子謀せらる。この

時成氏卿十九歳成朝十三歳憲忠廿二歳ハげきゆ  
若き人のとなり深き慮のあふより何くん是ニ追  
従きか人乃業と知りてく然とも管領を私ニ謀  
玉ふト穢トからじとく京都將軍の御氣色ふ違ひ  
多ヒシやハ上杉一族時を得て鎌倉を襲ふよ聞  
えトハ成氏卿思トソの儀あくハ途中ニ引出で  
蹤散せよとて武藏國ニ打出玉ヒ立河原府中所々  
の合戦ニ打勝ちハ一處ニ京都より上杉兵部大  
輔房顯同民部大輔定昌ニ成氏討てまつりせよと  
仰下サセキタツコの房顯とツハ今年廿一歳安房  
守憲實の二男ニテ右京亮憲忠の同母弟也とは世

ノ山内の上杉とリハ定昌ハ相模守房定の長男か  
足是を扇谷の上杉とリハ成氏卿ハ年若いども  
心剛ニ武勇世ニ絶れたきは妙ト駿キたまくに  
其義からはちう兩上杉を切崩トシテち運を天  
み任せて軍セヤとして成氏卿ふくび武列ヘ打  
マ出たまひ岡部原羽繼原分倍河原所々ニ戰ひ給  
ひけふニヨリ兩上杉ハ武藏國児玉郡五十子又陣  
を取る成氏卿ハ下總國葛飾郡古河の下河邊の城  
ニ入たまふ是鎌倉公方と兩上杉と合戦の始  
然ろニ關東麻の如ク亂れ千葉小山結城里見小田  
佐竹宇都宮等の歴々昨日ハ上杉ニ從テ古河の御

所を攻<sup>ム</sup>今日ハ古河御所の御教書<sup>ム</sup>就て忽<sup>ム</sup>上杉  
を破<sup>ル</sup>かくてハ關東の平均何の日<sup>ム</sup>ふうあるへま  
去<sup>ル</sup>將軍の御名代代下さるへーとく<sup>ム</sup>荒川た衛門  
佐<sup>シ</sup>武藏の國司とふー足立郡蕨<sup>ム</sup>下<sup>ル</sup>たすへと  
成氏卿の威勢ハ箇國<sup>ム</sup>靡<sup>ケ</sup>けるふよう重ねて將  
軍の舍弟<sup>ム</sup>けふた馬頭政智朝臣<sup>ム</sup>下<sup>ル</sup>と  
しも鎌倉へ入<sup>ル</sup>とぞ得たよしに伊豆國北條<sup>ム</sup>滞  
留<sup>ル</sup>あり堀越殿<sup>ム</sup>と<sup>リ</sup>是<sup>ム</sup>あつやくて年を経<sup>ル</sup>内<sup>ム</sup>  
山内<sup>ム</sup>の上杉房顯五十子の陣中<sup>ム</sup>病死<sup>ル</sup>扇谷の上  
定昌<sup>ム</sup>も戰死<sup>ル</sup>房顯の跡目<sup>ム</sup>から顯定<sup>ム</sup>のり<sup>ム</sup>十三  
歳成氏卿<sup>ハ</sup>も三十二歳氣力共<sup>ム</sup>壯大<sup>ム</sup>かむ<sup>ル</sup>兩

上杉多勢あると<sup>ム</sup>是<sup>ム</sup>敵<sup>ム</sup>きみと能<sup>ム</sup>らる<sup>ム</sup>の内<sup>ム</sup>  
両上杉の家政亂れて内<sup>ム</sup>亂<sup>ム</sup>て生<sup>ル</sup>堀越殿<sup>ム</sup>政事正  
からん遂<sup>ス</sup>の嫡男茶々丸の為<sup>ム</sup>横死<sup>ル</sup>と<sup>リ</sup>ふよ  
より北條早雲伊豆國<sup>ム</sup>切平<sup>ム</sup>かふ至<sup>ル</sup>何<sup>ム</sup>と<sup>リ</sup>て  
成氏卿<sup>を</sup>征<sup>ム</sup>さむと<sup>リ</sup>得ベキ<sup>ム</sup>是<sup>ム</sup>より両上杉<sup>ハ</sup>東  
小古河の強敵<sup>ム</sup>そ<sup>レ</sup>け西<sup>ム</sup>北條の老将<sup>ム</sup>と戰<sup>ム</sup>其間  
ニ武田信玄上杉の領<sup>ム</sup>たる上野<sup>ム</sup>伺<sup>ム</sup>ひ里見義堯<sup>二</sup>  
總<sup>ム</sup>せむ五十子<sup>ノ</sup>乃陣<sup>ム</sup>いり<sup>ム</sup>不<sup>ム</sup>潰<sup>ム</sup>成氏卿<sup>ム</sup>薨<sup>ム</sup>  
いたずら<sup>ム</sup>の敵子左馬頭政氏朝臣早雲及<sup>ム</sup>氏綱  
と時<sup>ム</sup>同<sup>ム</sup>く<sup>ム</sup>ひづか政氏朝臣の敵子左馬  
頭晴<sup>ム</sup>氏朝臣氏綱の婚<sup>ム</sup>とあつたす<sup>ム</sup>氏康<sup>ム</sup>の為<sup>ム</sup>ハ

妹婿あれり小田原と古河御所と殊ニ親ノキ中と  
ありゆる然るニ氏康の太刀風關東よ盛ニあり古  
河の御所ハ日々よ衰へけりよより晴氏朝臣を越  
そのやへ申シの出來て古河と小田原と終ニ胡越  
の隔セ生シ晴氏朝臣も隠居へゆひて關宿ニ移リ  
左馬頭義氏朝臣ハ鎌倉葛西谷ニ住みひへか直  
ニ關宿ニ徙移ひゆかくても猶氏康を思へと思ふ  
ゆの集うて晴氏朝臣ニ淺々謀謀謀むるゆの  
あるを以テ氏康大ニ怒り晴氏朝臣の弟二人及ヒ  
其の母宇都宮成綱の女也伊豆の嶋ニ移へけるニ  
より晴氏朝臣關宿ニ自殺シ五人越後國の上杉輝

虎この事代聞關東へ打出氏康を譲一ハ氏康ル  
せんやくお隠居にて理申シ一ニより輝虎も亦  
云ふく引返一けるともう氏康隠居へゆきとも  
關東の大小事をへく是を取行ひ一おけはは氏  
康の時ニ伊豆相模駿河半國・武藏・上野・半國  
下野・半國・下總・上總・半國・全く北條の有とおれ安房  
の里見ハ近親とおれ關宿の御所とハ親一ニ叔父  
螺をう小田原を根城として山中・鷹山・比援行う又  
箱根の嶮岨日本第一の要害をう其上ニ敵ハ上方  
より東海道を下るへ一東山道を押來らへ碓井嶺  
ニ防ぐへ一と心猛一おのへり理かキニ非るハ

重修真書太閣記十一編卷之三終

